

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市母子生活支援施設入所にかかる徴収金額の決定、変更
根拠条例・規則名		さいたま市母子生活支援施設条例
条 項		第 3 条
所 管 部 課		区役所健康福祉部支援課
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市母子生活支援施設条例施行規則 第 9 条 条例第 3 条の規定により徴収する費用の額は、別表のとおりとする。 月の中途において母子保護の実施を開始し、又は解除した場合におけるその月の徴収金額は、日割り計算により算定した額とする。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 2 2 年 7 月 1 日最終改正
備 考		

別表（第9条関係）

（一部改正〔平成18年規則80号・160号・20年35号・83号・21年37号・22年84号・24年46号・73号・26年132号〕）

各月初日の在籍世帯の階層区分		徴収金（月額）	
階層区分	定義		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除き当該年度分（4月1日から6月30日までにあつては前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	0円	
C <sub>1</sub>	A階層及びB階層を除き前	当該年度分の市町村民税が均等割額のみ	2,200円
C <sub>2</sub>	年分（1月1日から6月30日までにあつては前々年。以下同じ。）の所得税非課税世帯	当該年度分の市町村民税に所得割額のある世帯	3,300円
D <sub>1</sub>	A階層及びB階層を除き前	15,000円以下	4,500円
D <sub>2</sub>	年分の所得税	15,001円以上40,000円以下	6,700円
D <sub>3</sub>	課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分	40,001円以上70,000円以下	9,300円
D <sub>4</sub>	に該当する世帯	70,001円以上183,000円以下	14,500円
D <sub>5</sub>		183,001円以上403,000円以下	20,600円
D <sub>6</sub>		403,001円以上703,000円以下	その全額徴収。ただし、その額が月の27,100円を超えるときは、その母子徴収金の額は、27,100円とする。

D <sub>7</sub>	703,001円以上1,078,000円以下	保護 の実 施世	全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは、徴収金の額は、34,300円とする。
D <sub>8</sub>	1,078,001円以上1,632,000円以下	帯に 係る 運営	全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは、徴収金の額は、42,500円とする。
D <sub>9</sub>	1,632,001円以上2,303,000円以下	費の 支弁 額	全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは、徴収金の額は、51,400円とする。
D <sub>10</sub>	2,303,001円以上3,117,000円以下		全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは、徴収金の額は、61,200円とする。
D <sub>11</sub>	3,117,001円以上4,173,000円以下		全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは、徴収金の額は、71,900円とする。
D <sub>12</sub>	4,173,001円以上5,334,000円以下		全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは、その徴収金の額は、83,300円とする。
D <sub>13</sub>	5,334,001円以上6,674,000円以下		全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは、その徴収金の額は、95,600円とする。
D <sub>14</sub>	6,674,001円以上		全額徴収。

備考

- この表のC<sub>1</sub>階層における「均等割額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割額又は均等割額とし、所得割額の計算に当たっては、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は適用しないものとする。
- この表のD<sub>1</sub>～D<sub>14</sub>階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平

成23年雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号から第3号まで(第2号及び第3号にあつては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項、第3項及び第5項並びに第41条の19の4第1項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条